

津市議会基本条例逐条解説

前文

津市はこれまで市民による自治の文化と歴史を長い歩みの中で育んできた。

一方で近年、地方分権改革の推進によって自治体は、その自主性及び自立性をさらに発揮することが求められてきており、令和5年の地方自治法の改正において議会の役割及び議員の職務はより明確なものとされた。

津市議会は、日本国憲法が定める地方自治の本旨に基づき、住民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下における市の議事機関として、改めて自らの果たすべき役割と責務の重要性を明らかなものとし、その権能を最大限に発揮することで市民の負託に応える決意を新たにしている。

議員一人一人は市民に選ばれた代表者としての責務を果たすべく、公正かつ誠実に行動するとともに、常に議会のあり方を追求し、さらなる議会の体制の充実及び機能の強化に取り組むことが求められている。

津市議会は、議会、行政及び住民との関係をさらに明確なものとし、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、市民に開かれた公正公平かつ透明性の高い議会を実現することで、本市の発展及び市民福祉の増進を図るため、この条例を制定する。

【解説】

前文においては、本条例を制定した経緯を述べるとともに、議会・議員の役割と職務を明確にし、市民の負託に応えることを表明しています。また、地方分権下において求められている議会像を説明しています。

【参考】

憲法第93条第1項

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

地方自治法第89条

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第1章 総則

○本条例の目的について定めます。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である津市議会（以下「議会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進及び公正公平で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条例の目的は、議会・議員が市民の負託に応えることで市民福祉を増進させ、公正公平で民主的な市政の発展を実現することとしています。

【用語解説】

地方自治の本旨

地方自治とは、地方のことを自ら治めることで、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなります。

団体自治とは、一定の地域を基礎とする地域的団体（地方公共団体）が、国から独立した人格を認められ、地域の行政をその機関の手によって自らの責任と権限により処理することをいいます。

住民自治とは、地域の行政を地域住民の意思と責任によって行うことをいい、自治体の長や議会議員の直接公選制、さらには条例の制定や監査の請求などがあります。

これら2つの要素が兼ね備えられていること、つまり、地域の行政を国が関与することなく、地方公共団体において住民の意思と責任によって行政が行われるという理想の地方自治が展開されることが、地方自治の本旨とされています。

第2章 議会・議員の活動規範

○議会の役割や議員の責務について、令和5年の地方自治法の改正内容（地方議会の役割及び議員の職務等の明確化）も踏まえて定めます。

（議会の役割及び活動の原則）

第2条 議会は、合議制による議事機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に開かれた公正公平かつ透明性の高い議会運営に努めること。
- (2) 市民の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）が執行する事務事業が適正に行われているか、監視及び評価を行うこと。
- (3) 多様な市民の意見を的確に把握し、議会として政策形成を図ること。
- (4) 議会としての合意形成を目指して、市政に関する課題について論点及び争点を明らかにし、自由で闊達に充実した審議が行われるよう議会運営に取り組むこと。

【解説】

本条は、前条の目的を達成するための議会の基本的な活動原則を定めたものです。

第1号は、市民に開かれた議会をつくるために議会運営において公正性、公平性、透明性を確保することを定めたものです。

第2号は、議会が、市長等に対する監視機関としての責任を認識し、市政の監視及び評価を行う機能を十分に果たすよう運営を行うことを定めたものです。

第3号は、議会が、多様な市民参加の機会を設定し、それらを通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させるために、政策立案及び政策提言の強化に努め、積極的な政策形成を行うことを定めたものです。

第4号は、議会としての合意形成を目指し、議員間の自由闊達な審議を行うことを定めたものです。

（議員の責務及び活動の原則）

第3条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 多様な市民の意見を的確に把握し、議会活動を通じて市民福祉の増進に努めること。
- (2) 議会が言論の府であるという認識の下、議事機関の構成員としてその合議に参加し、十分な審議が行われるよう努めること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じ、不断の研鑽に努め、自己の資質を高めること。
- (4) 高い倫理を常に保持し、誠実かつ公正に職務を遂行し、その行動において説明責任を十分に果たすこと。

【解説】

本条は、前条に規定する議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢と議会活動における原則を定めたものです。

第1号は、議員が、議会の構成員として、地域等の個別の課題だけではなく、市政全体を見据え、市民福祉の増進を目指して活動することを定めたものです。

第2号は、議員が、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、十分な審議が行われるよう努めることを定めたものです。

第3号は、議員が、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努めることを定めたものです。

第4号は、議員が、自らの職務の公正性への市民の信頼を守るため、求められるべき倫理観は高く、その行動には説明責任が伴うものであり、議員として誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない旨を定めたものです。

第3章 議会の運営

○議会運営の原則や近年新たに課題となった災害等への対応について定めます。

(議会運営の原則)

第4条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会運営の原則について定めたものです。

(議員間討議)

第5条 議員は、言論の府である議会の機能を発揮し、政策立案及び政策提言を積極的に行うため、議会において、各議員の言論を尊重し、議員間による討議を行うことができるものとする。

【解説】

本条は、議員間討議について定めたものです。

議会の機能である政策立案や政策提言を積極的に行うため、議員間の討議の場が設けられ、議員間の言論が尊重されることを定めています。

(会議の公開)

第6条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、会議の公開について定めるものです。

第1項においては、本会議は、地方自治法第115条第1項ただし書に規定する場合（秘密会）を除き、原則として公開するのと同様に、委員会も原則公開とすることを定めています。

第2項においては、その他の会議についても公開に努めるものとしています。

【参考】

地方自治法115条

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(危機管理)

第7条 議会は、大規模災害等が発生し、市内に甚大な被害が起きたとき、又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 大規模災害等発生時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

本条は、議会は、災害等が発生し、甚大な被害が起きたとき、又は起きるおそれがあるときに、的確で迅速に災害等に対応できるように、危機管理体制の整備に努めることを定めています。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができるものとする。

2 会派は、政策決定、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【解説】

本条は、会派の役割について定めたものです。会派については地方自治法に定義規定はないものの、本市議会において、会派間の協議・調整の場として議会運営委員会、会派代表者会議等も活用されるなど、会派が議会運営に重要な役割を果たしていることから、本条例に規定するものです。

第1項は、議員が会派を結成することができることを定めたものです。

第2項は、会派が積極的に調査研究を重ね、政策立案機能を向上させ、政策立案及び政策提言を行い、政策の決定及び形成その他の議会活動について、会派代表者会議等を通じて会派間で調整を行い、合意形成を図ることにより、円滑かつ効率的な議会運営を行うことを定めたものです。

第4章 市民と議会との関係

○議会と市民との関係や市民に対する情報提供等について定めます。

(広報広聴機能の充実)

第9条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の意見を議会活動に反映するものとする。

【解説】

本条は、市民に開かれた議会を目指す上で、これまでの市議会だよりや市議会ホームページをはじめとして、インターネット等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知するとともに市民の意見を集めるよう努めることを定めたものです。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願及び陳情を市民や団体等による提言と位置付け、真摯に取り扱うものとする。

2 請願の審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願者の求めに応じて、説明や意見陳述の機会を設けることができるものとする。

【解説】

請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利であり、第1項では請願及び陳情は市民等からの提言と受け止め、真摯な取り扱いがなされなければならないことを定めたものです。

第2項は、請願においては、直接意見を聞く場を設けられるよう定めたものです。

(参考人制度の活用等)

第11条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見や専門的、政策的見識等を議論に反映させることに努めるものとする。

2 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができるものとする。

【解説】

第1項は、議会が、議案や請願・陳情及び所管事務に係る調査の参考とするとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の積極的な活用に努めることを定めたものです。

第2項は、議会として議案等の審査に限らず、政策形成や広報広聴を目的として市民との意見交換、意見聴取の場を多様な形で設けられるよう定めたものです。

【用語解説】

参考人制度

議会が、本会議又は委員会において、市の事務に関する調査又は審査のため、当事者や利害関係者等に出頭を求め、意見を聴くための制度です。

公聴会制度

議会が、一定の事項について判断し、又は決定する場合に、広く利害関係者や学識経験者等から意見を聴き、その参考にするための制度です。

第5章 議会と市長等との関係

○議会と市長等の執行機関との関係や市長等に対する政策提言等について定めます。

第12条 議会は、二代表制の下、市長等と独立かつ対等な立場において互いの役割を尊重し、本市の事務事業の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、本市の発展及び市民福祉の増進に取り組むものとする。

【解説】

議会は、市長等と対等な立場として、市長等の事務の適正な執行を確保するため、市長等の事務を厳正に監視する機能を発揮します。また、市長等の行ったことに対して評価も行い、適切な行政運営がなされているか確認するとともに、政策立案及び政策提言も行い、市政の発展に寄与します。

第6章 議会改革の推進

○社会情勢の変化等を勘案して、継続的に議会改革に取り組むことについて定めます。

第13条 議会は、社会情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

【解説】

社会情勢や本市における状況の変化にも適切かつ迅速に応えなくてはならないため、議会は開かれた議会にすべきであり、これらを実現すべく、継続的な議会改革に取り組むという本市議会の決意と姿勢を定めたものです。

第7章 議員の政治倫理

○議員の政治倫理に関する基本的事項について定めます。

第14条 議員は、市民の負託に応えるため、公正公平で高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表であることに自覚を持ち、公正公平に職務を行うとともに、法令違反行為、その地位を利用した不正な行為、人権侵害行為等のもとより、市民の信頼を損なう行為を行わないという高い倫理的義務が課せられていますが、倫理観は時代とともに変わってきています。「見識を養うよう努めなければならない」とは、そのような倫理観の変遷に即していくために、従来の常識にとらわれ過ぎず、常に時代の要請を捉え続けるよう努力しなければならないことを意味しています。

第8章 議会事務局

○議会の機能を強化するための議会事務局の機能の充実について定めます。

第15条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

【解説】

本条では、議会の機能を強化するとともに、議会活動を円滑かつ効果的に行うために議会事務局の機能や組織体制の充実を図ることとしています。

第9章 本条例の位置付け及び見直し手続

○他の条例との関係及び本条例の見直しに関する手続について定めます。

(他の条例との関係)

第16条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

【解説】

本条例が議会に関する基本的事項を定める条例であることを定めています。

このことから、他の条例等を解釈、制定、改廃するときは、本条例との整合を図ることを定めています。

(見直し手続)

第17条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的が達成されているかどうかについて、市民の意見、社会情勢等を勘案した上で検証を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する他の条例、規則等の見直しが必要と認めた場合、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

議会は、議員の任期である4年を目途に本条例の目的が達成されているかについて自主的に検証を行います。

当該検証の結果、見直しの必要があれば、議会として適切な措置を講ずることとしています。